

水道メーター(量水器)を交換します



水道メーター(量水器)の有効期間は計量法により8年間と定められており、定期的に交換することとなっています。交換時期に該当するお宅には、村が委託した施工業者(「量水器交換業務作業用」と書かれた身分証明書を携帯)が訪問して交換作業を実施します。敷地内に入り作業しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】水道課業務担当(☎282-1711 内線1154)

期間▼8月5日(月)～9月3日(火)、10月7日(月)～11月5日(火)のいずれか

場所▼村内給水区域内

交換対象▼水道メーター(量水器)の番号の上2桁が16のもの

費用▼無料

施工業者▼▽弓山建設工業株式会社 ▽有限会社大江管工事 ▽有限会社三ツ和工業 ▽株式会社浜田工業所 ▽有限会社大建工業 ▽株式会社イシガミ

その他▼▽交換作業への立ち会いは不要です。
▽施工業者が費用を請求することはありません。▽不審な点があるときは、水道課へご連絡ください。

作業に際してのお願い

- ▽作業は短時間で終了しますが、その間は断水となります。
- ▽不在でも作業を行う場合があります。
- ▽作業後、まれに濁り水が出る場合がありますので、水を少し出してからご使用ください。
- ▽メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ▽犬はメーターボックスから離れた所につないでください。
- ▽メーターボックス付近は庭木などで覆われないようにしてください。
- ▽メーターボックス内に磁気活水器等を設置すると交換ができなくなるため、取り外してください。

8月から介護保険施設の居住費等の金額が変わります!

近年の光熱・水道費の高騰や、在宅で生活している方との負担の均衡を図るため、介護保険施設を利用しての方の居住費(滞在費)にかかる基準費用額が1日あたり60円引き上げられます。これに伴い、申請して認められた場合に受けられる居住費(滞在費)の負担限度額についても、1日あたり60円引き上げられます。ただし、利用者負担第1段階の多床室利用者の負担限度額に変更はありません。※負担限度額の認定の要件に変更はありません。

【問い合わせ】保険課介護保険担当(☎282-1711 内線1163)

▼変更内容

		負担限度額							
		第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②	
		7月31日まで	8月1日から	7月31日まで	8月1日から	7月31日まで	8月1日から	7月31日まで	8月1日から
食費		300円 (300円)	300円 (300円)	390円 (600円)	390円 (600円)	650円 (1,000円)	650円 (1,000円)	1,360円 (1,300円)	1,360円 (1,300円)
居住費	ユニット型個室	820円	880円	820円	880円	1,310円	1,370円	1,310円	1,370円
	ユニット型個室の多床室	490円	550円	490円	550円	1,310円	1,370円	1,310円	1,370円
	従来型個室	490円 (320円)	550円 (380円)	490円 (420円)	550円 (480円)	1,310円 (820円)	1,370円 (880円)	1,310円 (820円)	1,370円 (880円)
	多床室	0円	0円	370円	430円	370円	430円	370円	430円

※介護老人福祉施設、短期入所(ショートステイ)を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。